

寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人川崎市看護協会（以下「本協会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者が本協会の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者が本協会の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から本協会に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合は、会長の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の氏名、住所、電話
- ② 寄附金の額又は寄附物品
- ③ 寄附金については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- ⑤ その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本協会として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附者から寄附金等を受領した場合は、寄附者台帳に記載し会長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第6条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。